

令和 7 年 7 月 2 5 日
千葉県報第 1 4 0 6 1 号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結 論

本件措置請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 措置請求人（以下「請求人」という。）

省 略

2 受付日

令和 7 年 5 月 1 5 日

3 請求の要旨

別紙 1「千葉県住民監査請求書」（以下「請求書」という。）のとおり。
ただし、請求書の目次及び添付の事実証明書は省略した。

第 3 監査委員の除斥

本件措置請求は、千葉県議会（以下「県議会」という。）が派遣決定した海外派遣事業に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 1 9 9 条の 2 の規定により、本件措置請求の監査には関与しなかった。

第 4 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理

本件措置請求について、法第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和 7 年 5 月 2 8 日、本件措置請求を受理し、知事に対して監査を行うことを決定した。

2 監査対象事項

請求書及び添付された事実証明書を総合すると、請求人は、令和 6 年 5 月 3 1 日から同年 6 月 5 日に実施されたドイツ連邦共和国（以下「ドイツ」

という。)及びオランダ王国(以下「オランダ」という。)における県議会による行政調査(以下「本件海外派遣」という。)について、必要性が認められないことや派遣決定に係る県議会の審議が不十分であることなどを理由として、本件海外派遣に参加した10名の千葉県議会議員(以下「本件各議員」という。)に係る旅費(以下「本件旅費」という。)として支出した1690万9435円(以下「本件支出」という。)が違法又は不当である旨主張するものと解される。

したがって、請求人の主張に関する事務を所掌している千葉県総務部財政課(以下「財政課」という。議会事務局総務課及び政務調査課の担当職員が財政課職員として併任している。)を監査対象機関として、本件旅費の支出に、請求人の主張する違法又は不当があるか監査した。

3 請求人の陳述の聴取

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、令和7年6月18日に請求人の代理人から陳述書が別紙2のとおり提出された。

同月23日、請求人の代理人から別紙2の陳述書に沿った陳述を聴取した。

4 執行機関による陳述の聴取

令和7年5月30日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載した書面の提出を求めたところ、同年6月12日、同日付け財第91号により、「住民監査請求に対する意見書」(以下「意見書」という。)と題する書面が知事から別紙3のとおり提出された。

同月23日、財政課副参事から別紙3の意見書のとおり陳述を聴取した。

5 令和7年6月23日に実施した監査の概要

令和7年6月23日、財政課に対して監査を行った。質疑応答の概要は、以下のとおりである。

- (1) 本件海外派遣は、千葉県と姉妹都市であるデュッセルドルフ市において記念式典や「日本デー」が開催されるということで、それに議員団を派遣するとともに、あわせて県政に関連する政策の取組状況などを調査するという趣旨で計画されたのか。

【財政課の回答】

日程としては、デュッセルドルフ市における海外都市との交流の取組の調査を含め、県政の重要課題に関連するテーマである、再生可能エネルギー政策や観光振興などに沿って行政調査を行うという趣旨で計画されたものと承知している。

なお、県と深い関係にある海外都市の記念式典等に、議員団として参

加し、当該市の市長をはじめ、幹部職員と交流することは、県議会として今後の交流活動のあり方について情報を得るだけでなく、姉妹都市との交流促進を図る姿勢を示すことができるものと認識している。

- (2) 宿泊料については、デュッセルドルフ市でのホテル代が他に比べて高額となっているが、経緯や事情などについて伺いたい。

【財政課の回答】

デュッセルドルフ市における宿泊先の条件については、市中心部に位置するホテルとし、「日本デー」のイベント会場から利便性の良いホテルとすること、また、本事業の実施に適した安全かつ手配可能なホテルを提案すること等とし、委託事業者により手配することとしていたが、議員団が参加する「日本デー」と世界最大の印刷機材展の開催が重なり、手配が難しいとの報告があった。

そこで、議会事務局が、イベント主催者であるデュッセルドルフ市役所に問い合わせたところ、会場である同市役所から徒歩圏内にある本件ホテルについて議員及び随行職員分を確保できるとの申し出があったため、これを受けることとしたものである。

なお、議員の宿泊料については、人事委員会と協議の上、承認を得ている随行職員の宿泊料と同額となっている。

- (3) 航空賃については、国家公務員の例により、国の「指定職」に相当するランクになるということだが、この取扱いについて説明いただきたい。

【財政課の回答】

「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年法律第114号。令和6年法律第22号による改正前のもの。以下「旅費法」という。)第34条第1項第1号イの「指定職」には、事務次官・外局の長などの職位にある国家公務員が該当し、航空賃の等級が3以上の場合は、最上級の運賃を適用できることとしている。

この規定に準じ、県において議員はこの「指定職」に相当するとして取り扱っており、本来、最上級のファーストクラスの適用も可能ではあったが、本件海外視察においては、ビジネスクラスを利用したものである。

なお、令和2年に本県議会で実施した海外派遣に係る住民訴訟において、議員のビジネスクラス運賃の適用が争点となっていたところ、東京高裁の控訴審判決において、議員について、旅費法第34条第1項第1号イの「指定職」に相当するとしたことについて、是認する旨の判断がなされている。

第5 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査、職員調査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 本件海外派遣の概要について

本件海外派遣の概要は、以下のとおりである。

ア 日程

令和6年5月31日（金）から同年6月5日（水）まで

イ 調査目的

海外都市との交流の取組、再生可能エネルギー、観光振興等の現状と課題などについての調査等を実施し、今後の県政の発展に資することを目的とする。

ウ 調査先

ドイツ、オランダ

エ 参加者

団員：県議会議員 10名

随員：議会事務局職員 3名

計 13名

オ 行程

日程	行程
5/31 (金)	羽田発 ⇒ デュッセルドルフ着
6/1 (土)	○海外都市との交流の取組に係る調査 ・デュッセルドルフ市との姉妹提携5周年記念式典 ○海外都市との交流の取組及び観光振興に係る調査 ・日本文化紹介イベント「日本デー」 ○再生可能エネルギー政策に係る調査 ・JETROデュッセルドルフ事務所
6/2 (日)	デュッセルドルフ発 ⇒ アムステルダム着 ○先進的な循環型社会モデル等について視察 ・サーキュラーエコノミー実験区・水上住宅の視察
6/3 (月)	○進出企業の状況等に係る調査 ・在蘭日本商工会議所 ○再生可能エネルギー政策に係る調査 ・アムステルダム港 ・JETROアムステルダム事務所 ・中部電力株式会社 アムステルダム発 ⇒ フランクフルト着
6/4 (火)	○観光振興に係る取組に係る調査 ・JNTOフランクフルト事務所 ○進出企業の状況等に係る調査 ・フランクフルト日本法人会

	○再生可能エネルギー政策に係る調査 ・在フランクフルト日本国総領事館 フランクフルト発 ⇒
6 / 5 (水)	⇒ 羽田着

2 本件海外派遣決定に係る手続について

法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、これを受けて、千葉県議会会議規則（昭和35年千葉県議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第134条第1項本文では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」とし、同条第2項では「前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と定めている。

また、千葉県議会議員の海外派遣取扱要領（以下「海外派遣取扱要領」という。）第7において、海外調査を実施しようとする派遣団は、原則として、調査実施の3カ月前までに、調査計画書を議長に提出すると定められている。

これを受けて、令和6年2月7日開催の各会派代表者会議において、本件海外派遣の提案がなされ、各会派等は推薦議員を同月20日の正午までに議会事務局政務調査課へ報告することとされた。その結果、10名の議員が推薦され、同月26日、千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査団（以下「本件調査団」という。）が結成され、翌27日、本件調査団は、調査計画書（以下「本件調査計画書」という。）を作成し、千葉県議会議長に提出した。

本件調査計画書の提出を受けて、同年3月15日、千葉県議会議長は、県議会において、派遣の目的等を記載した資料を各議員に配布した上、本件海外派遣を行うか否かについて採決を行い、同日、賛成多数により本件海外派遣を行うことが決定された。

3 本件海外派遣に係る議員の費用弁償（旅費）の支出について

議員が公務のために旅行を行った場合、その旅費は費用弁償として支給され、その額は「千葉県議会議員の議員報酬等に関する条例」（平成30年千葉県条例第56号。以下「議員報酬条例」という。）第5条第1項及び別表第2に規定されている。

航空賃等については、同表において「職員に支給すべき額に相当する額」とされており、この「職員に支給すべき額」については、「職員の旅費及び

費用弁償に関する条例」(昭和29年千葉県条例第7号。以下「職員旅費条例」という。)に基づき算出されるが、職員が公務のため、本邦(本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域)における旅行以外の旅行(以下「外国旅行」という。)をする場合は、職員旅費条例第31条により、旅費法に定める「国家公務員の例による」とされている。

本件各議員については、旅費法第34条第1項第1号イに規定する「指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第11号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の6号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」として取扱い、ビジネスクラスの運賃(日本・ドイツ間の往復分)のほか、エコノミークラスの運賃(ドイツ・オランダ間の往復分)が支給された。

宿泊料については、議員報酬条例第5条第3項により、「特別の事情により…別表第2に規定する宿泊料…の額により難い」と議長が認める場合には、議長が定める額の宿泊料を支給できるとされており、本件においては、①円安による物価高騰、②安全面・緊急時対応の必要性、③宿泊先の確保が困難であった事情を踏まえ、議長が「特別の事情」があるものと認め、規定の額を超える宿泊料が支給された。

なお、外国旅行における、内国旅行部分の旅費(鉄道賃・車賃)については、旅費法によらず、職員旅費条例に基づき、職員に支給すべき額に相当する額が支給された。

これらの規定に基づき、本件海外派遣については、費用弁償(旅費)として、令和6年5月23日に16,909,435円が概算払により本件各議員に支給され、本件海外派遣の終了後の同年6月14日に精算が行われ、追給又は返納はなかった。

本件海外派遣に係る議員に支出された費用弁償(旅費)の内訳は以下のとおりである。

(ア) 鉄道賃	34,675円
(イ) 航空賃	12,946,700円
(ウ) 車賃	2,560円
(エ) 日当	201,000円
(オ) 宿泊料	3,180,000円
(カ) 旅行雑費	544,500円
計	16,909,435円

4 本件海外派遣終了後の手続について

海外派遣取扱要領第5では「派遣団は、調査等の結果をまとめ、県議会ホームページ及び議会図書課等で一般の閲覧に供する。また、議員団の代表議員は、調査等の結果を直近の本会議で報告する。」こととされている。

本件海外派遣については、調査終了後の直近の本会議である令和6年6

月 13 日に、本件調査団の代表である団長が調査等の結果の概要を報告し、同年 9 月には、「令和 6 年度千葉県議会ドイツ・オランダ行政調査報告書(以下「本件報告書」という。)」が作成され、県議会ホームページに掲載されるとともに、議会図書課において備え置かれた。

第 6 判断

1 判断基準について

地方公共団体の議会による議員派遣については、前記第 5 の 2 のとおり、法第 100 条第 13 項に定められているところ、判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になる」とされ、「上記の裁量権行使の逸脱又は濫用の有無を判断するに当たっては、視察目的の合理性、視察の必要性、視察の内容や費用の相当性等の事情を総合的に考慮する必要がある、例えば、視察が議会の権能を適切に果たすために必要のないものである場合や、視察の内容や費用が視察目的に照らして明らかに不相当である場合などは、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があるものとして議員派遣の決定は違法となるものと解される」とされている。(最高裁昭和 58 年(行ツ)第 149 号昭和 63 年 3 月 10 日第一小法廷判決・集民 153 号 491 頁、最高裁平成 5 年(行ツ)第 57 号平成 9 年 9 月 30 日第三小法廷判決・集民 185 号 347 頁、青森地裁平成 28 年(行ウ)第 3 号平成 30 年 10 月 19 日判決参照)

以上の判断基準の下、本件海外派遣の目的に合理性が認められるか、また、当該目的に照らして調査内容や費用が不相当なものであるか、その他、本件海外派遣に係る支出に明らかに不合理な点があるかどうかについて、以下、具体的に検討していく。

2 本件海外派遣について

(1) 本件海外派遣の目的の合理性

令和 6 年 3 月 15 日の県議会における決定において各議員に配布された資料及び本件調査計画書によれば、本件海外派遣の目的は、①海外都市との交流の取組、②再生可能エネルギー政策の取組、③観光振興等に係る取組に関する調査等を実施し、今後の県政の発展に資することとされている。

ア 海外都市との交流の取組

社会・経済のグローバル化が進展する現代においては、異なる文化の理解を深めることが、県のさらなる発展に不可欠な課題とされているところ、本県では、県政運営の基本方針として「千葉県総合計画～

新しい千葉の時代を切り開く～」(以下「総合計画」という。)を策定し、同計画の第5章第1節Ⅴ－1－③において重点的な施策の一つとして「多文化共生社会づくりと国際交流の推進」を掲げ、その中で、「国際交流の推進」を主な取組の一つとして位置づけ、姉妹都市等との国際交流の推進に取り組んでいる。

したがって、海外都市との交流の取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

イ 再生可能エネルギー政策の取組

2050年カーボンニュートラル社会の実現のため、再生可能エネルギーの推進が喫緊の課題となっているところ、本県では、総合計画の第5章第1節Ⅵ－2－①において重点的な施策の一つとして「地球温暖化対策の推進」を掲げ、その中で、「再生可能エネルギー等の活用促進」を主な取組の一つとして位置づけ、家庭や企業、公共施設における太陽光発電設備の導入や洋上風力発電の導入など、再生可能エネルギーの普及・推進に取り組んでいるところである。

したがって、再生可能エネルギー政策の取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

ウ 観光振興に係る取組

新型コロナウイルス感染症収束後、増加傾向にある訪日客の県内への誘致を強化するために、他自治体との競争にも対応した本格的な取組が必要であるところ、本県では、総合計画の第5章第1節Ⅱ－1－⑤において重点的な施策の一つとして「観光立県の推進」を掲げ、その中で、「インバウンドの推進」を主な取組の一つとして位置づけ、国内旅行者のみならず、海外からの旅行者の誘致等を積極的に進めている。

したがって、観光振興に係る取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

エ その他の取組について

本件海外派遣は、前記アからウに掲げた目的に加え、以下の取組についても、調査目的としている。

(ア) 循環型社会の構築に関する取組

近年、県民や事業者、国、県内市町村等の取組により、廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、本県の廃棄物処理を取り巻く現状を見ると、一般廃棄物、産業廃棄物ともに解決すべき課題が依然として存在している。

そこで、本県では、総合計画の第5章第1節Ⅵ－2－②において「循環型社会の構築」を重点的な施策の一つとして掲げ、廃棄物の

発生を抑制するとともに、減量化や再資源化の推進及び産業廃棄物等の適正処理に向けた取組を推進している。

したがって、循環型社会の構築に関する取組を本件海外派遣の調査目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

(イ) 進出企業の状況等について

国内市場が縮小する中で、海外需要の獲得は県内企業の売上向上及び持続的な成長を目指す上で、重要となっている。

そのため、本県は、総合計画の第5章第1節Ⅱ－1－①において「産業の振興と企業立地の促進」を重点的な施策の一つとして掲げ、その中で「県内企業の海外取引・輸出の促進」を主な取組の一つとして位置づけ、県内企業による海外市場への販路開拓等を支援しているところである。

したがって、進出企業の状況等の調査を本件海外派遣の目的とすることは、本県の推進する施策と密接に関連しているものと認められる。

オ よって、本件海外派遣の目的は、いずれも本県の推進している施策と密接に関連していることから、議員派遣による調査を行うための目的としての合理性があり、妥当なものであると認められる。

(2) 本件海外派遣の調査内容の相当性

ア 各調査内容について

本件報告書及び別紙3の意見書の第2の2(2)によると、本件海外派遣における各調査の概要は以下のとおりである。

(ア) デュッセルドルフ市との姉妹提携5周年記念式典(6月1日)

海外都市との交流を調査目的としており、本件各議員は、本式典に出席するとともに、同市の市長らと今後の交流の内容や促進について意見交換を行っている。

(イ) デュッセルドルフ市における「日本デー」開会式・千葉県PRブース等の視察(6月1日)

海外都市との交流の取組及び観光振興に係る取組を調査目的としており、本件各議員は、60万人以上が参加する日本紹介イベントの開会式へ参加したほか、千葉県PRブース等の各ブースを視察し、現地の人々と交流を行っている。

(ウ) JETROデュッセルドルフ事務所(6月1日)

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、ドイツにおける再生可能エネルギーの状況、脱炭素化に向けた取組や課題等について説明を受け、その後、意見交換等を行っている。

(エ) サーキュラーエコノミー実験区・水上住宅(6月2日)

再生可能エネルギー政策の取組及び循環型社会の構築に係る取組を調査目的としており、本件各議員は、オランダにおいて先進的な循環型社会モデルに取り組んでいる地区の関連施設を専門ガイドによる説明を受けながら視察し、その後、質疑等を行っている。

(オ) 在蘭日本商工会議所（６月３日）

進出企業の状況を調査目的としており、本件各議員は、オランダにおいて事業を行うメリット・デメリットや同国に進出する企業に対する同会議所等による支援策などについて説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(カ) アムステルダム港（６月３日）

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、同港の副所長から同港における再生可能エネルギーにより生成されたグリーン水素の輸入・貯蔵計画や、既存の天然ガスパイプラインを活用したグリーン水素の供給計画等について説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(キ) J E T R O アムステルダム事務所及び中部電力株式会社の現地法人（６月３日）

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、当事務所の所長等からオランダのエネルギー事情や、風力発電をはじめとした脱炭素・再生可能エネルギー事業についての説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(ク) J N T O フランクフルト事務所（６月４日）

観光振興に係る取組を調査目的としており、本件各議員は、同事務所の所長からドイツ人の海外旅行需要や訪日概況、ドイツ人向けの情報発信の在り方についての説明があり、その後、意見交換を行っている。

(ケ) フランクフルト日本法人会（６月４日）

進出企業の状況を調査目的としており、本件各議員は、同法人会の事務局長等からドイツ（特にフランクフルト）において事業を行うメリットや近年のドイツに進出する企業の傾向等について説明を受け、その後、意見交換を行っている。

(コ) 在フランクフルト日本国総領事館（６月４日）

再生可能エネルギー政策の取組を調査目的としており、本件各議員は、同領事館の領事から、ドイツの経済、エネルギー及び文化振興の政策について説明を受け、その後、意見交換を行っている。

イ 調査内容の相当性について

前記アの内容からすると、各調査内容は、本件海外派遣において掲げられた各調査目的と関連していることが認められ、また、各調査先において、本件各議員が、施設等の視察のほか、現地の関係者等から

各施策や制度の実情や課題等について直接説明を受けるとともに、質疑等が行われていることが認められる。

請求人は、本件海外派遣について、インターネット等を活用した調査で十分であることや調査終了後の本会議での団長発言、訪問先のほとんどが日本の在外機関であったことなどを捉え、必要性がないと主張する。しかし、議員が現地の人々と直接会話し、日本及び千葉県に対する印象を実際に確認すること、また、現地施設を訪問し、最新の情報と専門的な知見を有する責任者等から実情等を聞き、直接質疑ないし意見交換することにより、本県が推進する各種施策に関する有益な知見を得られることは十分考えられるものであり、その他、県政に何ら関係のない不必要な調査等が行われているといった特段の事情も見受けられない。

そうすると、本件海外派遣における各調査内容については、調査対象の選定を含めて、相当性があるものと認められる。

なお、請求人は、調査先の選定の一部を旅行業者に委託していることを問題視しているが、これは、別紙３の意見書の第２の２（３）イのとおり、専門的な知見と経験を有する旅行業者に事業提案方式により提案を求めたものであるところ、同様の業務委託は行政機関において他にも見受けられるものであり、不合理な点は認められない。

（３）本件海外派遣に係る費用の相当性

ア 航空賃

請求人は、日本・ドイツ間のビジネスクラスの往復航空賃が高額であり、違法ないし不当である旨を主張するが、前記第４の５（３）、前記第５の３及び別紙３の意見書の第２の３のとおり、本件各議員について旅費法第３４条第１項第１号イの「指定職」に相当するものとして、ビジネスクラス運賃を支給したものであり、議員らが千葉県民から選挙をもって選ばれた議決機関の構成員であることも踏まえれば本件海外派遣に係る航空賃については相当性が認められる。

イ 宿泊料

請求人は、デュッセルドルフ市におけるホテル宿泊料が高額であり違法ないし不当である旨を主張するが、前記第４の５（２）、前記第５の３及び別紙３の意見書の第２の３のとおり、本件海外派遣にかかる宿泊料については、議長が「特別の事情」があると認めた上で、議員報酬条例に基づき支給されたものであるところ、その理由については、行程上やむを得ない事情によるものであり、さらに、随員職員３名の宿泊料と同額であることも踏まえれば、本件宿泊料については相当性が認められる。

ウ その他の費用について

議員報酬条例等の関係規定に基づき、羽田空港と自宅の往復に要し

た鉄道賃及び車賃については国内旅費の金額が、日当及び旅行雑費については国家公務員の外国旅行に準拠した金額が支給されており、いずれの費用についても相当性が認められる。

(4) 派遣決定に係る県議会での審議

請求人は、本件海外派遣について、議会において賛成討論等が行われていないことをもって、必要性について審議が不十分であったとして、本件海外派遣に係る支出が違法である旨主張するが、前記第5の2のとおり、本件海外派遣は会議規則第134条の規定に基づき、令和6年3月15日の本会議で、派遣の目的、場所、期間及び派遣議員を明示の上、賛成多数により議決されており、定められた手続を踏まえて派遣決定がされたものである。

(5) その他

ア 派遣議員の人数について

請求人は、「日本デー」に10名の県議会議員が参加したことを問題視し、団長1名の参加で十分である旨主張するが、海外に派遣する議員数については議会の裁量の範囲内であり、議員団として参加し、市長等と交流したことは、単に情報収集にとどまらず、姉妹都市との交流促進を図る姿勢を示す意味でも、合理性が認められる。

イ 毎年度の海外派遣の予算化について

請求人は、海外派遣に係る費用が漫然と予算化されていることを問題視するが、実務上、議会で海外派遣の決定がなされれば速やかに旅行業者との契約手続等に着手する必要があることから、海外派遣に係る予算を毎年度、あらかじめ予算に計上することは、予算執行の実務に即したものであり、相当性が認められる。

(6) まとめ

以上のとおり、本件海外派遣の目的には合理性が認められること、また、調査内容や支出された費用についても相当性が認められること、さらに、議会の手続においても特段の違法性は見当たらないことからすると、法第100条第13項の規定による本件海外派遣に係る決定において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったものとは認められない。よって、本件支出について違法又は不当な点はない。

3 その他

請求人は、そのほか、別紙2の陳述書のとおり、過去の海外派遣における県議会の審議について本件海外派遣と同様の違法性があること、令和7年度に予定されていた海外派遣が中止になったこと、他の都道府県議会の海外派遣の状況等を掲げて本件支出が違法である旨を主張する。

しかし、令和6年度における本件海外派遣に係る本件支出に違法又は不当な点はないことは、前記2のとおりであり、これらの主張は、いずれも

本件支出における違法又は不当の主張には当たらないものであり、また、そのほかに、本件支出を違法又は不当とする事情は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件措置請求には理由がないから、上記「第1 結論」のとおりに決定する。